

市総務局人事部給与課長代理以下、市労組執行委員長以下との予備交渉

### 令和4年10月12日（水曜日）大阪市役所労働組合（市労組）との交渉の議事録

（市）

それでは、令和4年度給与改定等に係る予備交渉を始めさせていただく。議題については、令和4年度給与改定等について、交渉日程は市労組からの申し入れとして10月20日木曜日の午後6時30分から、場所は本庁舎4階、第1第2共通会議室とする。申し入れを受けて以降の交渉の進め方については、市労組連との共同交渉ということによろしいか。

（組合）

はい。

（市）

市側の交渉メンバーについては給与課長以下とする。また組合のメンバーもお願いする。

一点だけ、事前にいただいた要求書の確認をさせていただきたい。1③のところで、非正規職員についても、本務職員と同様に措置することとあり、非正規と書くと会計年度も入るといふふうに取り扱われるが、下の2のところで、本市人勸を尊重して、会計年度任用職員の期末手当を引き上げることとなっており、その1と2との会計年度任用職員に対する関係性というか。どちらにも入っているように見える、入っているのかと思うが。

（組合）

そうである。

（市）

ちょっと意味理解の問題だけなのだが、いいとか悪いとかではなくて、ちょっと理解できどうさしてもらったらいいかというところを確認させていただきたい。

（組合）

③は正規と同様、期末も勤勉も出してよという全体的な分と、2番はとりわけ今年、先ほど言ったが、とりわけ人事委員会がよそにない勧告を出されて、会計年度の人達も光が見えるような勧告だったので、是非ともこれを実現していただきたいというところで特別に今年は2番で。

(市)

分けて考えればよいか。一番のところで、本来会計年度任用職員についても本務と同じように期末勤勉を出してほしいというのがそちらの要求としてあって。それがあつて、前提で、とはいえ今の法律であるとかそんなものもあつてなかなか難しいというものもあるけども、少なくともこの人勧もあるので、会計年度期末手当を引き上げてよつてというのが、別物としてあつてというふうに理解すればよいか。

(組合)

是非とも今年やつていただきたいということを強調して。

(市)

本交渉を踏まえて、また事務折衝の中でまた詰めさせていただきたい。

(組合)

お願いする。